

戸田市産後サポート事業実施要綱

令和7年8月4日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、出産後1年を経過しない産婦等及び乳児に対し、産後ケア事業を補完する支援を行うことにより、産後も安心して子育てできる環境を充実させることを目的として実施する戸田市産後サポート事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる事業者等に委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、事業を利用する日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者で次の各号のいずれかに該当するもの及び同住民基本台帳に登録されている令和7年4月1日以降に出生した乳児（生後1年未満の乳児に限る。以下同じ。）とする。

- (1) 令和7年4月1日以降に出産した産婦（出産後1年を経過しない者に限る。次号において同じ。）
- (2) 令和7年4月1日以降に出産した産婦の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者等、対象児を養育する者を含む。）
- (3) その他、市長が必要と認める者

(支援メニュー)

第4条 第2条の規定により、事業の全部又は一部の委託を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）が実施する支援メニューは、次に掲げるものとする。この場合において、支援メニューの選定に当たっては、対象者へのサポートとして安定的に供給できるものとする。

- (1) 育児相談、授乳相談、骨盤ケア等の助産師、看護師、理学療法士、管理栄養士等の専門職による相談
- (2) 親子のきずなを深める機会の提供
- (3) 産後の心身の回復を図る機会の提供
- (4) その他、市長が必要と認める事業

(提供するサービス)

第5条 登録事業者が提供するサービス（以下「サービス」という。）は、事前に市長が承認した内容であり、戸田市産後ケア事業実施要綱（令和4年5月31日市長決裁）に規定する事業内容以外とすること。

(登録事業者の登録資格)

第6条 市長は、次に掲げるものを、登録事業者として登録するものとする。

- (1) 戸田市産後ケア事業実施要綱に基づく戸田市産後ケア事業に係る業務委託契約を市と締結している事業者
- (2) 次に掲げる要件を満たし、前号に規定する事業と同等の事業を安全、快適及び安定的に提供できる運営体制を有し、産婦等に関する知識及び技術において高い専門性を有している事業者、団体等（以下「事業者等」という。）

ア 戸田市で活動実績があること。

イ 地方公共団体と母子保健に係る事業において活動実績があること。

2 事業者等は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院、診療所（産科又は婦人科を標ぼうするものに限る。）又は助産所であること。
- (2) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する助産師等の資格を有し、活動実績があるものが在籍していること。

3 前2項の規定にかかわらず、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業者として登録しないものとする。

- (1) 公序の秩序又は善良の風俗を害する活動をしているとき。
- (2) 宗教的活動又は政治的活動をしているとき。
- (3) 戸田市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を適当でないと認めたとき。

(登録事業者の登録等)

第7条 登録事業者の登録をしようとするものは、次に掲げる書類を市長に提出し、登録事業者の登録を受けなければならない。

- (1) 戸田市産後サポート事業者登録申請書（第1号様式）
- (2) 戸田市産後サポート事業者概要書（第2号様式）

- (3) 戸田市産後サポート事業サービス実施者資格証明に係る届（第3号様式）
- (4) 戸田市産後サポート事業計画書（第4号様式）（事業者等に限る。）
- 2 前項各号に掲げる書類の作成及びヒアリング等に要する費用は、登録事業者の負担とする。
- 3 第5項の契約締結前に、第1項の規定により提出された書類に虚偽記載等が判明した場合は、当該申請を無効とする。
- 4 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて登録事業者として登録を行い、戸田市産後サポート事業者（登録・登録不可）決定通知書（第5号様式）によりその旨を通知する。
- 5 前項の決定通知を受けた登録事業者は、事業の実施について、市長と委託契約を締結しなければならない。
- 6 登録事業者は、申請の内容を変更しようとするときは、市長に変更する内容等を届け出なければならない。
- 7 登録事業者は、登録の廃止又は休止をしようとするときは、戸田市産後サポート事業者廃止（休止）届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業の履行場所）

第8条 前条第5項の委託契約をした登録事業者がサービスを提供する場合は、医療機関及び助産所等の施設又はこの事業の対象者の居宅とする。ただし、市長が事前に許可した場合はこの限りではない。

（事業者の体制）

第9条 登録事業者は、本事業の履行を監督する業務責任者を配置すること。この場合において、業務責任者に変更があった場合は、速やかに市へ報告すること。

- 2 登録事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすスタッフを選定し、サービスの提供を行うこと。
 - (1) 心身ともに健全である者
 - (2) 助産師、看護師、保健師、理学療法士、管理栄養士、保育士等の資格を有している者。ただし、市長が事前に許可した場合はこの限りではない。

(3) 産婦等へのケア等に関する支援を適切に実行する能力及び利用者からの相談等に対応できる能力を有している者

3 登録事業者は、本事業に従事する業務従事者等の資格について、その資格の資格証を求め、確認の上、戸田市産後サポート事業サービス実施者資格証明に係る届により、市長に報告すること。この場合において、報告した内容に変更があった場合は、速やかに市長へ報告すること。

4 サービスの提供を行う業務従事者は、サービス提供中、登録事業者が作成した身分証明書を常に携行し、必ず利用者に掲示すること。

5 サービスの提供に必要な物品に関しては、各登録事業者で用意すること。
(事業の利用料)

第10条 事業の利用料（以下「利用料」という。）は、市長と登録事業者が協議の上、委託契約により定める。

(利用券の取扱い)

第11条 利用券（戸田市産後サポート事業利用料金補助要綱（令和7年8月4日市長決裁）に規定する利用券をいう。以下同じ。）の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用券は、第4条各号に掲げる支援メニューのうち、市長が承認した支援メニューに係る費用の支払いのみに使用することができる。

(2) 登録事業者が、利用者から利用券での支払いを受けるときは、利用料が、使用する利用券の券面金額以上の場合に限る。

(3) 利用料が使用する利用券の券面金額を超える場合の利用料の徴収は、登録事業者の責任において行うものとする。

(4) 利用券が使用できるのは、戸田市産後サポート事業サービス実施者資格証明に係る届に記載された職員が実施したサービスとする。

(5) オンライン等の対面でサービスを実施していない場合においても、登録事業者の責任において利用券を徴収すること。

(請求)

第12条 登録事業者は、利用料として利用券による支払いを受けた場合は、受領した利用券に必要事項を記入し、当該使用された利用券の券面金額に相当する額を、利用券が使用された日の属する月の翌月10日までに、戸田市産後サポート事業請求書（第7号様式）に当該利用券を添えて市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは、当該登録事業者に対し、当該利用券の券面金額に相当する額を支払うものとする。

3 市長は、登録事業者に対し、利用者の状況等について報告を求めることができる。

（事故及び損害の責任）

第13条 事業の履行に関し事故（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、直ちに市に報告すること。この場合において、登録事業者は、事故の経緯、状況等を調査し、産後サポート事業事案等発生時報告（第8号様式）により報告を行う。

2 登録事業者は、利用者及び事業に係る事業所の職員等の事故及び事業に支障を及ぼすような事態に備え、マニュアルの作成など、緊急時に迅速に対応できる体制を整備するものとする。

3 登録事業者は、事業の履行中に災害が発生した場合は、緊急避難のうえ、速やかに市に報告を行うこと。

4 登録事業者は、事故等の緊急事態に備え、必要に応じた損害保険等の保険に加入すること。

5 登録事業者の責に帰する事由により第三者に損害を与えたときは、登録事業者の法的責任の範囲においてこれを処理し、損害を賠償しなければならない。

（登録事業者の取消し）

第14条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

(1) 第4条に規定する支援メニューを実施せず、又はその実施の見込みがないとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 偽りその他の不正な行為により、この要綱に規定する手続を行ったとき。

(4) 提出書類等の内容に虚偽があったとき。

(5) 内容変更等で、市の指導があるにも関わらず、対応を怠ったとき。

(6) 社会的信用を著しく損なう行為等により、市長が登録事業者として相応しくないと認められるとき。

(7) その他、市長が登録を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定による登録の取消しによって登録事業者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

3 市長は、第1項の規定により登録事業者の登録を取り消したときは、戸田市産後サポート事業者登録取消通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（換金後の返還命令）

第15条 市長は利用券の券面金額に相当する額を登録事業者に支払った後に、不正等の行為により利用券を換金したことが判明したときは、当該登録事業者に対し、支払った金額の全額又は一部を返還するよう命ずることができ

（個人情報保護及び守秘義務）

第16条 事業に従事する者（事業者を含む。）は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月4日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

戸田市産後サポート事業者登録申請書

年 月 日

（宛先）

戸田市長 様

（申請者）

所在地

事業者名

代表者氏名

戸田市産後サポート事業者として登録したいので、戸田市産後サポート事業実施要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添付して申請します。

1 添付書類

- (1) 戸田市産後サポート事業者概要書（第2号様式）
- (2) 戸田市産後サポート事業サービス実施者資格証明に係る届（第3号様式）

戸田市産後サポート事業実施要綱第6条第1項第2号に規定する事業者等のみ

- (3) 戸田市産後サポート事業計画書（第4号様式）

2 業務体制等

- (1) 業務責任者：
- (2) 事務担当者：
- (3) 事務担当者連絡先

電話番号（ ）

メールアドレス（ ）

第2号様式（第7条関係）

戸田市産後サポート事業者概要書

事業者名称			
所在地	〒		
代表者氏名		事務担当者 所属・氏名	
電話（予約用）			
FAX（予約用）			
ホームページ アドレス （案内・予約用）	http:		
	☐ ページ内に予約フォーム掲載あり ☐ ホームページなし		
予約・サービス提供等 対応可能時間	曜日 ： ～ ：		曜日 ： ～ ：
	曜日 ： ～ ：		（ ） 除く
登録資格要件 （いずれかにチェックしてください）	1	☐ 戸田市産後ケア事業に係る業務委託契約を市と締結している事業者	
	2	☐ 1以外の事業者 ※登録資格要件を確認できる書類を添付すること	
キャンセル時の 対応について			

サービスの内容等（行が不足する場合は追加可）

(1) 助産師、看護師、理学療法士、管理栄養士等の専門職による相談 【育児相談・授乳相談（乳房ケア、乳房マッサージ等）・骨盤ケア・離乳食相談】

[illegible]

(2) 親子のきずなを深める機会の提供

[illegible]

(3) 産後の心身の回復を図る機会の提供

[illegible]

第3号様式（第7条、第9条関係）

戸田市産後サポート事業サービス実施者資格証明に係る届

年 月 日

（宛先）

戸田市長 様

（申請者）

所 在 地

事 業 者 名

代表者氏名

戸田市産後サポート事業実施要綱第7条第1項及び第9条第3項の規定により、下記のとおり提出します。なお、変更が生じた際には随時提出いたします。

また、資格免許については業務責任者（ ）が資格免許証を確認し、内容に相違ないことを確認したことを申し添えます。

記

職員配置（本事業に関わる職員のみ記載） 行が不足する場合は別紙可

No.	氏名	資格等	取得年月日	従事するメニュー
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

戸田市産後サポート事業計画書			
フリガナ 事業所等名			
フリガナ 代表者名		設立年月日	年 月 日
所在地			
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			
事業を実施する要件 ※該当するものに☑し、確認できる書類を添付してください			
右記の要件を満たす	☐ 戸田市で活動実績があること		
	☐ 地方公共団体と母子保健に係る事業において活動実績があること		
右記のどちらかの 要件を満たす	☐ 医療法に定める病院、診療所または助産所であること		
	☐ 保健師助産師看護師法に規定する助産師等の資格を有し、 活動実績があるものが在籍していること		
事業計画			
○以下の項目について計画等を記入してください。（別紙可）			
①管理執行体制			
②利用料金に対する考え方			
③個人情報の取り扱いについての基本方針			
④利用者のトラブルの未然防止と対処方法			
⑤危機管理（事故発生時等）に対する方針について			
⑥サービス内容詳細（予約の取り方からサービス提供終了まで）			
⑦事業実績			

※ 必要であれば、表や図を別紙として添付してください。

※ 用紙サイズはA4版とし、ページ数については制限ありません。

第 5 号様式（第 7 条関係）

第 年 月 日
様

戸 田 市 長 氏 名 印

戸田市産後サポート事業者（登録・登録不可）決定通知書

年 月 日付で申請がありました戸田市産後サポート事業者の登録については、下記のとおり（登録する・登録しない）ことに決定しましたので、戸田市産後サポート事業実施要綱第 7 条第 4 項の規定により通知します。

記

事 業 者 名 _____

所 在 地 _____

代 表 者 氏 名 _____

（登録不可決定の場合）
登録不可事由

第6号様式（第7条関係）

戸田市産後サポート事業者廃止（休止）届

年 月 日

（宛先）

戸田市長 様

（申請者）

所 在 地

事 業 者 名

代表者氏名

戸田市産後サポート事業者としての登録を（廃止・休止）したいので、戸田市産後サポート事業実施要綱第7条第7項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 廃止（休止）年月日
- 2 休止期間
- 3 廃止（休止）理由

戸田市産後サポート事業請求書(月分)

年 月 日

(宛先)
戸田市長

所在地
事業者名
代表者名
印

戸田市産後サポート事業を実施しましたので、下記のとおり受領した利用券を添付し、請求いたします。

記

請求内訳

支援メニュー	使用枚数 ①	利用券単価 ②	利用券分金額 ①×②
専門職による相談	枚	500 円	円
親子のきずなを深める機会の提供	枚	500 円	円
産後の心身の回復を図る機会の提供	枚	500 円	円
その他事業	枚	500 円	円

利用券枚数(合計)	枚
請求金額	円

産後サポート事業 事案等発生時報告

☐ 死亡事案 ☐ 重症・重傷(治療を30日以上を要する)事案

報告年月日

年

月

11

☐ その他()

※産後サポート事業実施時において、事故が発生した場合、速やかに
で連絡・報告を行うこととする。

担当ま

施設情報	事業所名		代表責任者				
	事業所所在地		産後サポート事業管理者				
利用者情報	母の年齢	歳	こどもの月齢	か月 日	こどもの性別		多胎児の場合は✓
	利用日時	月 日	時 分頃	利用内容			
事業発生時の状況等	事案発生日時		年 月 日	時 分	受傷、発症または死亡した者		(その他の場合)
	事案発生の経緯 ※別途任意様式での作成も可						
	事案発生時の職員体制		産後サポート事業 従事職員数		名	うち助産師・看護師・保健師 名	
	事業所で講じた 再発防止策 ※別途任意様式での 作成も可						
	病状・死因等 (既往歴)	【診断名】				(負傷の場合)受傷部位	
		【病状】 (症状の程度)					
【既往症】					事案の転帰		
特記事項							
市町村の対応等※	事案把握日時		年 月 日	時	緊急対応マニュアル等の有無		
	当該事業所の 事業継続状況					(休止の場合)期間	
	講じた再発防止策						

第9号様式（第14条関係）

第 年 月 日 号

様

戸田市長 氏 名 印

戸田市産後サポート事業者登録取消通知書

年 月 日付け 第 号により決定した戸田市産後サポート事業者の登録を取り消しましたので、戸田市産後サポート事業実施要綱第14条第3項の規定により通知します。

記

事業者名 _____

所在地 _____

代表者氏名 _____

取消年月日 _____

取消事由 _____